

## ◆◆ 安心の保証 ◆◆

# 受電設備保証保険のご案内

四国電気保安協会では、万一の自然災害(落雷・水災)に備えて「**受電設備保証保険**」に当協会の負担により加入しています。

お客さまの受電設備が被害を受けた場合の、改修費用のご負担軽減にお役立てください。

### こんな時に保証されます



落雷

または



水災

による受電設備の損傷

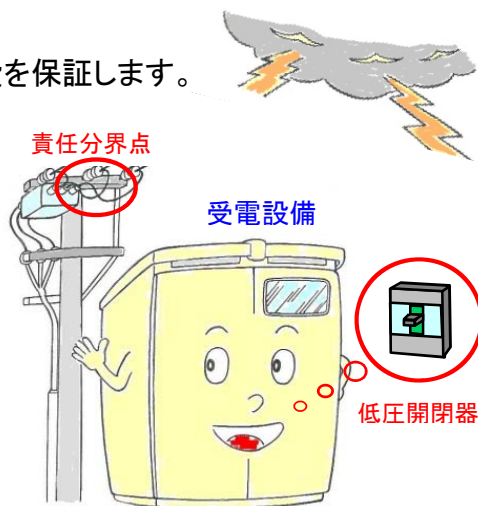
※高潮および地震、噴火による津波は保険の対象となりません。

### 保 険 の 内 容

1. お客さまの保険料負担はありません。(保険料は、当協会が負担します。)
2. 当協会と、保安管理業務契約または試験業務契約(1年以上継続)を締結している高圧受電のお客さまが対象となります。
3. 落雷および水災により受電設備が損傷した場合の修理費を保証します。

- 保証の範囲は、電力会社との責任分界点から受電設備内の低圧開閉器の負荷側端子までです。(イラスト参照)
- 改修指摘を行った日から3ヵ月以内に改修委託がなされていない機器に発生した損害は保証できません。
- 免責額は、2万円です。

4. 保険の適用は、保険会社の審査によるものとします。



受電設備

低圧開閉器

詳細については、最寄りの下記事業所にお問い合わせください。

・徳島支部 088-631-2333 ・高知支部 088-883-8861 ・愛媛支部 089-943-3751 ・香川支部 087-821-9611